

発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野英明
発言の会議	平成27年 6月 9日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

- 1 「原子力軍艦」と「原子力発電所」とで原子力災害発生時の避難基準等が異なる現状を是正するよう、原子力空母ロナルド・レーガンの入港前までに政府に見解を明示するよう市長が要請したが、この要請が実現せず、政府見解や回答時期の明示がなされなかった場合、市長は政府にどのような対応を取るのか

- (1) 政府の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」と原子力規制委員会による原子力発電所事故のための「原子力災害対策指針」とではそごがあり、両者の「避難基準等」が大きく異なっている現状（いわゆるダブルスタンダード問題）によって、多くの市民から不安と不満の声があげられてきた。こうした市民の声に応え、市民の安心・安全を守るためにも、本市は2013年4月から政府に見解を示すよう2度に渡り要請してきた。

しかし、2年以上、全く進展はなかった。市長はこうした政府の姿勢を忍耐強く静観してきた。これは本市と政府との信頼関係を大切にしてきたのだろうと私は市長の心情を受け止めている。

このダブルスタンダード問題の解消はイデオロギーや政治信条や思想とは全く関係なく、極めて現実的に起こりうる災害から市民を守る地方政府のあらゆる防災対策の根幹である。政府

が見解を示さない限り、本市は市民を守るための対策である地域防災計画の改訂も延期し続けざるを得ない。そこでついに5月28日、あえて市長自らが外務省を訪ねて、原子力空母ロナルド・レーガンが新たに横須賀に入港する前までに「政府見解の明示」もしくは「回答期限の明示」をするよう強く要請した。市長のこの三度目の要請は、過去の要請と比して大きく踏み込んだものであり、私は高く評価したい。

当日、外務省は明確な回答をしなかった。こうした政府の姿勢を見るにつけても、今後も具体的な進展がなかった場合を想定した本市の意思表示をあらかじめ明らかにしておくことが、政府に対する一定の圧力になると私は考えている。そこで、以下の3点について市長の考えを問う。

- ア 原子力空母ロナルド・レーガンの横須賀入港までに、もし政府から明確な回答がない場合、市長は政府に対してどのような対応を取ることを考えているのか。
- イ 同じく、その際、市長は市民の皆様に対してどのような対応を取ることを考えているのか。
- ウ 同じく、その際、市長は地域防災計画の改訂をどのように行っていくことを考えているのか。

2 美術館の市長部局への移管を実現させるには、もっと丁寧で慎重に取り組み、かつ市民の皆様にも常に開かれた意見交換や議論の機会を作り、参加を呼びかけ、常に市長が積極的に前面に出てそのメリットを説明し尽くさねば、決して実現しないのではないか

- (1) かねてから私は美術館の市長部局への移管に積極的に賛成してきた。何故ならば、現在の横須賀美術館は毎年多額の市税を投入しなければ運営できない。しかし本来ならば、その市税をもっと直接命と暮らしを守る取り組みにこそ充てるべきだからだ。そのためには現在の美術館のあり方を改めねば、収益構造も改善できないのは自明であり、現状維持のままでは血税を預かる政治家として無責任だと痛感しているからだ。

しかし、昨年度、美術館を市長部局へ移管しようと市長が行った試みは、社会教育委員会・教育委員会委員・市議会など美

術館のステークホルダーから全く賛成を得られず、美術館条例の改正を撤回するに至った。その理由は、市長が移管の期限を一方的に示し、かつ移管のメリットを十分に説明できないなど、あまりに拙速だったことにあると私は考えている。

移管による新たな美術館の取り組みが市民の皆様の利益につながると私は今も強く確信をしているし、市長も先日の記者会見で「移管したいという意向を持っている」と明言した。ならばこそ市長は、昨年度の進め方を深く反省し、移管に向けた新たな取り組みを行うとともに、全てのステークホルダーに今後の美術館の姿を丁寧かつ慎重に説明していく必要がある。そこで、以下の5点について市長の考えを問う。

ア 5月14日の市長記者会見で記者から進捗状況を尋ねられた市長は「教育委員会の方で、美術館のあり方ということについての検討を引き続きしていただいている状況です」と答えたが、あまりにも改革に対する市長の主体性を欠いていないか。

教育委員会は市長部局とは独立した存在だとの前提と配慮に基づいた発言であることは私も理解している。

しかし、実際には「美術館運営改革プロジェクトチーム（以下PT）」にもその下に新たに設置した「作業部会」にも課長・係長ら市長部局職員が多数メンバーとなっており、実際には市長の明確な意思に基づいて議論が進められていることは誰もが理解している。

まずこのような発言はやめて、市長自らの決断として移管を進めていくために議論を進めているのだと明確に発言していくべきではないか。

イ 5月に「美術館運営改革PT」の下に新たに設置した「作業部会」の目的は何か。また、「作業部会」に対する具体的な取り組みとして、市長はどのような指示を出したのか。

ウ 改革の進め方として市長が想定しているのは、①「作業部会」での議論と何らかの結論、②「作業部会」での結論を受けて上部組織である「PT」で再度の議論、③「PT」が最終報告書をまとめる、④最終報告書の教育委員会への提出、⑤教育委員会での議論、⑥市議会への条例改正案の提出、という段取りなのか。

エ もしもこの進め方を取れば、昨年度と同じくステークホルダーからの賛同は全く得られないと私は考えている。昨年度とは異なり、1つ1つの議論の過程を全てオープンにするとともに、市民の皆様にも各段階において議論や意見交換に参加していただく機会を設けて、市民の皆様をはじめとするステークホルダーに市長部局への移管のメリットとその必要性を深く理解していただくべきだと私は考える。市長はどうお考えか。

オ 昨年度の移管に賛同が得られなかった最大の理由は、美術館の全てのステークホルダーに対して市長が積極的にそのメリットを説明し尽くさなかったことにある、と私は考えている。

だからこそ、今年度こそ市長はもっと細かく前面に出て、丁寧かつ慎重に説明を繰り返し、ご理解をいただく努力を尽くすべきではないか。

3 米軍人等との離婚・離別をはじめとする、国際離婚・離別のひとり親家庭・プレひとり親家庭に対して、本市は積極的な情報提供と支援をしていくべきではないか

(1) 2015年第1回定例会での私の質問に対して、市長は、米軍人・元米軍人（以下、米軍人等）との離婚や離別後に養育費さえ支払われず泣き寝入りしている多くのひとり親とその子どもたちが存在していることを承知しながらも、子どもたちを絶対を守るために最善を尽くすとは答弁していただけなかった。「子どもが主役になれるまち」を目指す市長であれば、強い姿勢を示していただきたかった。

実際は真逆で、市長は「ひとり親世帯の実態の把握は、米軍人の関係にかかわらず、児童扶養手当の申請や現況届でしか把握できない」「『よこすかひとり親サポーターズひまわり』に委託して行っている『ひとり親家庭指導講座』の中で、『外国人との離別、法律相談の講座』を設けているところです」と公的責任を放棄した答弁に終始した。

質疑を受けて、市長側は①関係部長・課長協議（3月20日）、②関係課長・係長（実務者レベル）打ち合わせ（5月7日）を行い、現状と今後の対応を協議した。

この結果、①こども育成部が米軍人等との離婚によるひとり

親の人数を推計した（2011年4月～2015年2月の児童扶養手当新規申請から、児童扶養手当受給資格者4,109件中、米国人が元配偶者1.17%=48件、明らかに米軍人である者0.19%=8件）、②米軍人との離婚によるひとり親だけを対象とした支援策というのは現実的ではない、③今後は特別な対応を検討するのではなく、関係課で相談を受けた際に円滑に対応がとれるよう情報を整理・共有する、④状況の変化や新たに調整が必要と思われる事象が発覚した場合には随時、係長レベルでの協議の場を持ち対応を合わせる、との結論に至ったとの報告を私は受けた。

私は、このような対応では不十分であり、より現実に即した対応策を検討すべきだと感じた。そこで、以下の7点について市長の考えを問う。

- ア 米軍人等との離婚・離別の後に貧困や困難を背負わされているひとり親の実態を把握する上で、なぜ、こども青少年給付課のデータによる推計だけで「対象者数を把握する調査」としたのか。そもそも私が問題にしたのは離婚だけでなく未婚も含めた離別である。
- また、当事者であるひとり親の方々にじかに呼びかけるべきではなかったか。市長がこの問題に対応してもらおうべく委託していると答弁した「よこすかひとり親サポーターズひまわり」にも実態を伺うべきではなかったか。
- イ 何故、米軍人等との離婚・離別によるひとり親だけを対象とした支援策は「現実的ではない」と判断したのか。推計で算出した結果、人数が少ないから支援は不要だと判断したのか。どれほど苦しんでおられても人数が少なければ、市長は放置して良いとお考えなのか。
- ウ 2015年第1回定例会で私は、特に問題が深刻である米軍人等との離婚・離別を問題視して取り上げた。しかし、関係部課による協議での結論のように、米軍人等との離婚・離別だけを対象とするのではないというのであれば、「配偶者が外国人である全ての国際離婚・離別」に対して本市は取り組みを行っていく意思があるのか。
- エ これまで「離婚イコールこども育成部」と安易に結びつけて、

国際離婚・離別をこども育成部だけに担わせてきたことを私は問題視している。こども育成部は、支援の実践部隊的役割がメインであるというのが私の認識だ。

そもそも米軍人等との離婚・離別の問題は、市長が積極的に進めている政策（「ドル旅横須賀」「ドルが使えるまち」等の基地を資源とした集客キャンペーン、高校生・大学生を対象にした「基地内留学」「短期交換留学」、「外国人家庭へのホームステイ」、「YOKOSUKAイングリッシュキャンプ」等の「英語が学べるまち」という都市イメージの発信など）とも深い関わりがある。「国際交流」には、そもそも観光や留学などのポジティブな側面だけではなく、文化・歴史などあらゆる背景が異なる人と人とが交わる中で当然に生じる様々なネガティブな側面も必ず存在する。その両方に対応することが不可欠だが、本市は国際交流を推進していながら、ネガティブな側面への対応が薄すぎる。さらに市長が現在の政策の方向性を強めていけば、私が問題提起した課題は必然的に増加していかざるを得ない。

したがって、「国際交流」の推進によって必然的に生じる事柄は、基地対策および国際交流の専門部署である政策推進部 渉外担当部長が所管する「国際交流課」及び「基地対策課」の2課こそが担当すべきではないか。

そして外国人の配偶者・恋人との間で離婚・離別によって現実的に起こっている様々な課題および解決の事例を集めていくべきではないか。

こうして得られた情報、事例及びノウハウについて、部局を超えて共有し、市民部やこども育成部に提供していくことが問題解決の迅速化や重層的な支援につながるのではないか。

オ 2015年第1回定例会で市長が行った「外国人の配偶者との間で離婚・離別による様々な問題が現実的にあることは承知していますので、『よこすかひとり親サポーターズひまわり』に委託して行っている『ひとり親家庭指導講座』の中で、『外国人との離別、法律相談の講座』を設けているところです」との答弁は、離婚・離別は私人間の行為とはいえ、その後に行行政の支援を必要とする方々が大半であることを考えれば、行政の公的責任の放棄だと私は受け止めた。

特に、2009年に当事者が必死の想いで立ち上げてNPO法

人格すら持たない、一任意団体「よこすかひとり親サポーターズひまわり」にわずかな委託金でそこまで重大な責任を押し付けることは極めて無責任だ。創立以来6年間、「ひまわり」とともに活動をしてきた私が感じる、この問題に対する一民間団体の活動の限界を挙げ、本市が公的責任を果たすことを強く求める。そこで、以下の3点について市長の考えを問う。

- (ア) 第1に、この問題に十分に対応するためには、国ごとの離婚の仕組みの違い（アメリカの場合はさらに州ごとで法律が異なる）をよく理解している国際弁護士が存在が必要不可欠だ。

しかし、当事者団体「ひまわり」に国際弁護士に参加していただくための財源はない。ましてや「ひまわり」を駆け込み寺として助けを求めてくるひとり親・プレひとり親には、一個人として国際弁護士に相談を依頼する金銭的な余裕はない。仮に心身に余裕ができて国際弁護士を探す意欲が生まれても、現状では法テラスから何人か紹介されて一人ずつ電話しては専門性を尋ねていく、あるいは口コミやネット情報を頼りに信頼できる国際弁護士を探さざるを得ない。

市長がかつて答弁したように市の委託を受けて「ひまわり」が「外国人との離別、法律相談の講座」を設けているのは事実だが、十分な対応ができる状態には全くない。

養育費の受け取り方やアメリカでの離婚の仕方などのアドバイスをはじめ「ひまわり」に問題解決までを求めるならば、信頼できる国際弁護士を「外国人との離別、法律相談の講座」に定期的に招くだけの委託金の増額を行うべきではないか。

- (イ) 第2に、市長は「米海軍は個人同士の事柄には不介入だと聞いている」と答弁したが、これは事実ではない。日本国内の米軍基地内には「リーガルオフィス」があり、結婚・離婚だけでなく様々な個人同士の事柄について相談や手続きなど日常的に介入を行っている。

離婚に際して「リーガルオフィス」では米軍人である配偶者（大半は夫）の利益になるよう対応することがほとんどだ。アメリカ本土で離婚をしていれば必ず教えてもらえ

る「チャイルドサポート」の情報も「リーガルオフィス」ではまず母親側には教えてくれない。また、担当者によって毎回対応はまちまちで極めて評判が悪いため、国内の「リーガルサポート」で信頼できる日本人担当者の情報をみなさんで必死に共有しておられる。さらに、離婚をしてしまった後は「リーガルオフィス」の対応は極めて日本人のひとり親に厳しくなる。これらが実際に体験した方々の共通した意見である。

こうした米軍人等との離婚を体験したひとり親の皆さんが共通で必ず体験しておられる情報を、本市は全く把握していないのか。

- (ウ) 第3に、このように組織がサポートして米軍人の配偶者を守っているのに対し、何の組織的な支援やバックアップも存在しない日本人のひとり親・プレひとり親は極めて厳しい精神状態・経済状態に追い込まれている。離婚後に養育費も受け取れずに泣き寝入りさせられている。

それにも関わらず、市長は「あくまでも離婚は個人同士の事柄なので仕方がない」「国際離婚は『ひまわり』に任せであるから本市は対応の必要がない」とお考えか。

4 性的な多様性が当たり前のまちにするためのさらなる取り組みを行うべきではないか

- (1) 本市の市営住宅に同性パートナー・同性カップルの入居が可能になるよう検討してほしいと、私は2013年第1回定例会で初めて質問して以来、2015年第1回定例会でも同じ質問を行った。しかし、市長からは全く明確な答弁がなかった。そこで改めて明確な答弁を求める。

ア 市長は、都市部あるいは市民部に、具体的に、いつ、どのような研究をするように指示を出したのか。また、担当部局が行っている研究の進捗状況はどのようなものか。

イ 同性パートナーの入居を可能とするハウスシェアリング制度の導入について、市長はどのようにお考えか。

ウ 民間賃貸住宅への同性カップル及び同性パートナーの入居

を積極的に認めていただくように、宅建協会などを通じて民間の不動産事業者へ依頼していくべきではないか。

エ これまで本市はいわゆる性的マイノリティとされる方々に対する正しい知識と情報を市職員・教職員に研修を通じて学んでもらい、同時に広く市民の皆様に講演会などで啓発活動を行ってきた。このノウハウをもとに、民間の不動産業者向けにも理解を深めていただくべく、研修を開催して参加をお願いすべきではないか。

- (2) 市立2病院を持つ本市は、手術の同意を求められるような場面で同性のパートナーが正式なパートナーだと認められるように、指定管理者に提案して協議を行うべきではないか、との質問を私は2015年第1回定例会で行った。

この問題に対するその後の進捗状況はどのようなものか。法的リスク等、市長が答弁された内容を具体的に指定管理者と相談したのか。相談したのであれば、いつ具体的にどのような内容を相談し、その結果はどのようなものだったのか。

- (3) 横須賀市が策定している「横須賀市性的マイノリティに関する施策」では「重点三項目」（「相談体制の充実」「正しい知識の周知」「関係機関との連携」）を掲げているが、いわゆる性的マイノリティとされる方々が「実際に日常生活の中で毎日不利益や困難を体験させられている実態を改善する」という項目を新たに加えるべきではないか。単に知識を伝えて、相談を聞いて、関係機関と連携するだけでは、多くの人々が感じている現実的な不利益や困難が解決されない。「市をはじめとする公の制度」を変えることを明確に「性的マイノリティに関する施策」及び「性的マイノリティに関する施策体系」に明記すべきではないか。

- (4) そもそも「性的な多様性が存在していることこそが現実である」ことが当たり前の認識として全ての市民に共有されるように、妊娠の段階から出産を経て乳児期に至るまでに市が開催しているプレママ・プレパパ教室、プレママ・プレパパのための歯科・栄養教室、グランマ・グランパ教室、母子健康手帳・予防接種券等の交付、育児相談、おしゃべりサロン（妊産婦さんと赤ちゃんの集いの場）、親のメンタルヘルス相談、愛らんど

(親子で遊べるスペース)、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、予防接種（BCG）、ハイハイ教室、ツイنز教室などのあらゆる講座において、多様な性のあり方について必ずふれるべきではないか。